

# 防災行政について



鹿児島県危機管理局危機管理防災課  
防災係 技術主査 小窪 祐樹

## 本日の内容

- 1 はじめに (危機管理局の紹介)
- 2 最近の主な自然災害
- 3 県の防災対策
- 4 県地域防災計画の見直し
- 5 おわりに



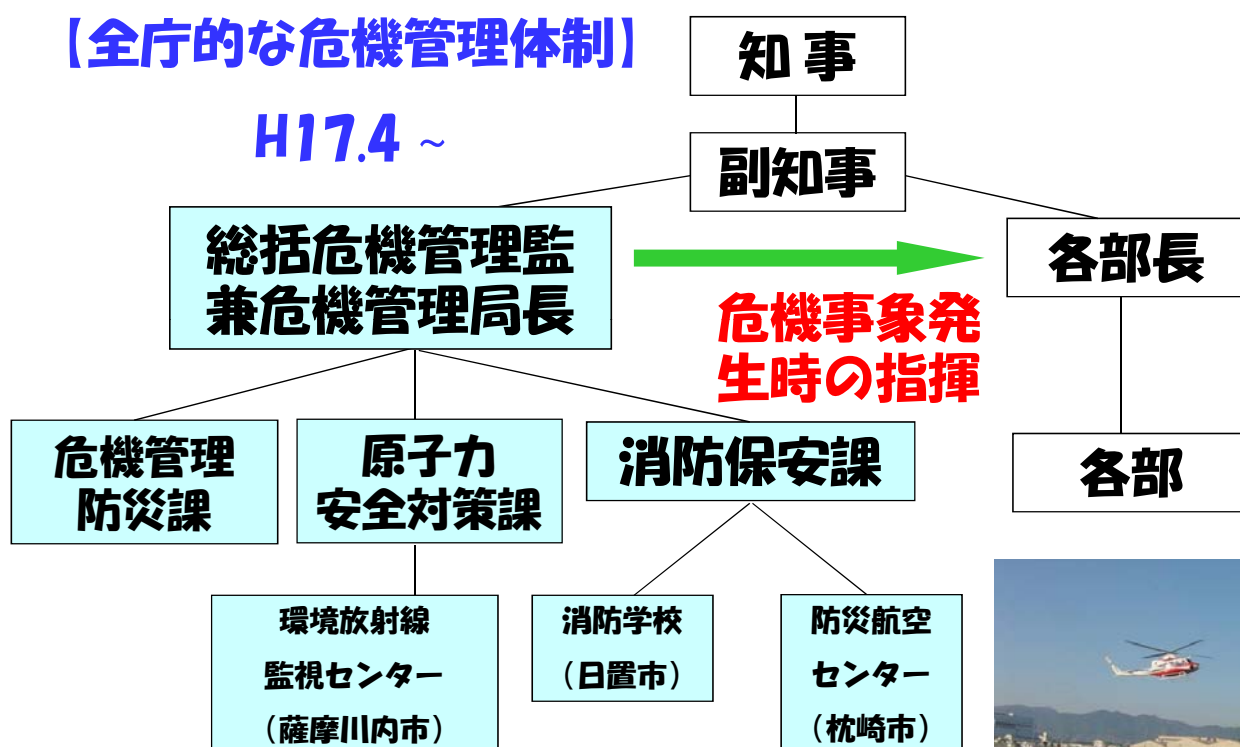
# 1 はじめに（危機管理局の紹介）



## 危機管理局の設置

【全庁的な危機管理体制】

H17.4 ~



危機事象発生時の指揮

※ 平成24年4月から原子力安全対策室から原子力安全対策課に組織変更





# 災害対策本部室・情報システム



(災害対策本部室)



(災害対策本部会議)



危機管理防災課内の  
情報システム

## 2 最近の主な自然災害

土砂災害



豪雨による土砂災害  
(肝付町北方(小串)地区)

河川の氾濫  
(奄美市住用支所)

水害



自然災害

火山噴火



霧島山(新燃岳)の噴火  
(霧島市・えびの市)

東北地方太平洋沖地震  
(岩手県宮古市)

地震・津波



# 土砂災害・風水害(平成24年梅雨期)

南日本新聞 平成24年6月29日

## 道阻む土砂、巨岩



### ◆全体の被害状況

- 死者0名
- 軽傷0名, 重傷者0名
- 全壊2棟, 半壊0棟,  
一部損壊7棟,  
床上浸水6棟,  
床下浸水198棟
- 公共施設等の被害総額  
約17億円

※ 平成24年8月1日現在の  
把握分

## 平成24年6月23～28日の大雨による被害



< 鹿児島県肝付町内之浦 >

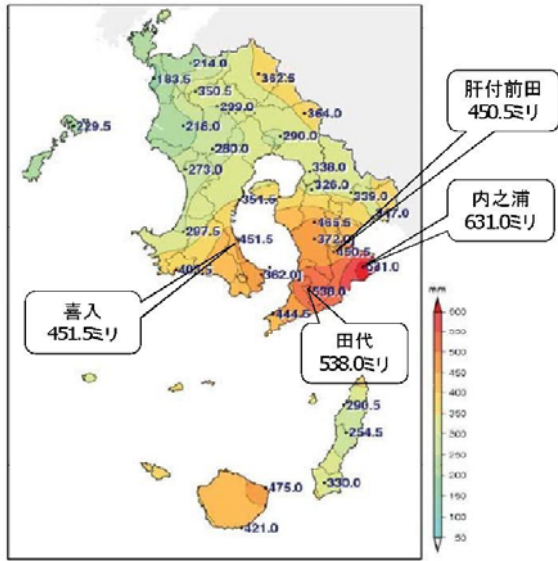


- 1 大雨による被害状況(6月23日～28日の降雨)
  - (1) 人的被害: なし
  - (2) 住家被害: 全壊 2棟(肝付町2)  
一部損壊 2棟(鹿児島市1, 南大隅町1)  
床上浸水 1棟(指宿市1)  
床下浸水 81棟(指宿市67, 肝付町14)
  - (3) 非住家被害: 全壊4棟(肝付町3, 大崎町1)
  - (4) 公共施設等の被害額:  
1, 689, 245千円(被害額判明分)
- 2 主な被害箇所
  - (1) 津代集落, 町道津代線
  - (2) 国道448号線 水尻地区(斜面崩壊・路肩決壊)
  - (3) 垂水地区(土石流発生箇所)



# 平成24年6月23～28日の気象概況

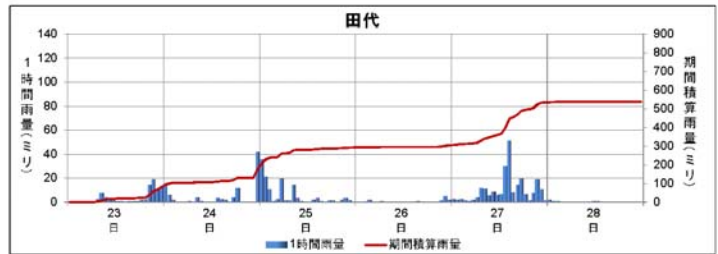
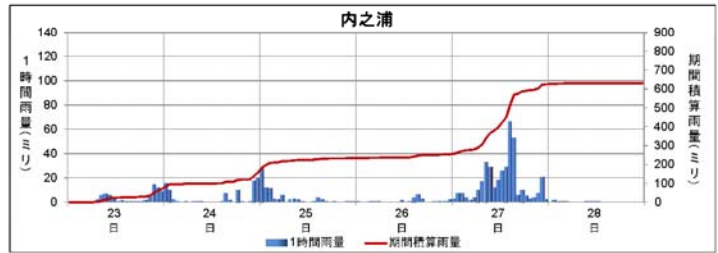
アメダス総降水量分布図(6月23日～28日)



## 【気象の状況】

6月23日から28日にかけて、梅雨前線が九州付近に停滞し、この梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州南部では大気の状態が非常に不安定となった。

アメダス降水量時系列図(6月23日～28日)



## 【大雨の状況】

《6月23日～28日にかけての総降水量》  
薩摩地方の南部や大隅地方および屋久島地方で400ミリを超え、特に肝付町内之浦で631.0ミリを観測した。

(鹿児島地方気象台資料より)

# 大雨による被害の状況(1)

## 町道津代線



## 崩壊箇所

## 津代地区



町道の復旧状況  
(斜面から出水あり)

崩壊土砂の流出状況  
(住宅へ流れ込む)



町道の復旧状況  
(崩壊斜面に2～5m  
程度の転石あり)





# 大雨による被害の状況(2)

## 長坪地区



## 北方(水尻)

崩土取り除き等の作業完了  
(斜面の転石・崩壊土砂が大量にある)  
(斜面の隙間から大量の出水が見られる)



# 大雨による被害の状況(3)

## 垂水地区



## 政府調査団視察



中川防災担当大臣を団長とする政府調査団は、肝属郡肝付町津代地区における被災地を調査したうえで、肝付町内之浦支所において、永野肝付町長等から被害状況と国への要望について説明を受けた。

【7月22日肝付町内之浦支所】

# 火山噴火(噴火警報発表中の火山)

**全国で、噴火警戒レベル3  
(入山規制)は、鹿児島県の  
桜島と霧島山(新燃岳)のみ**



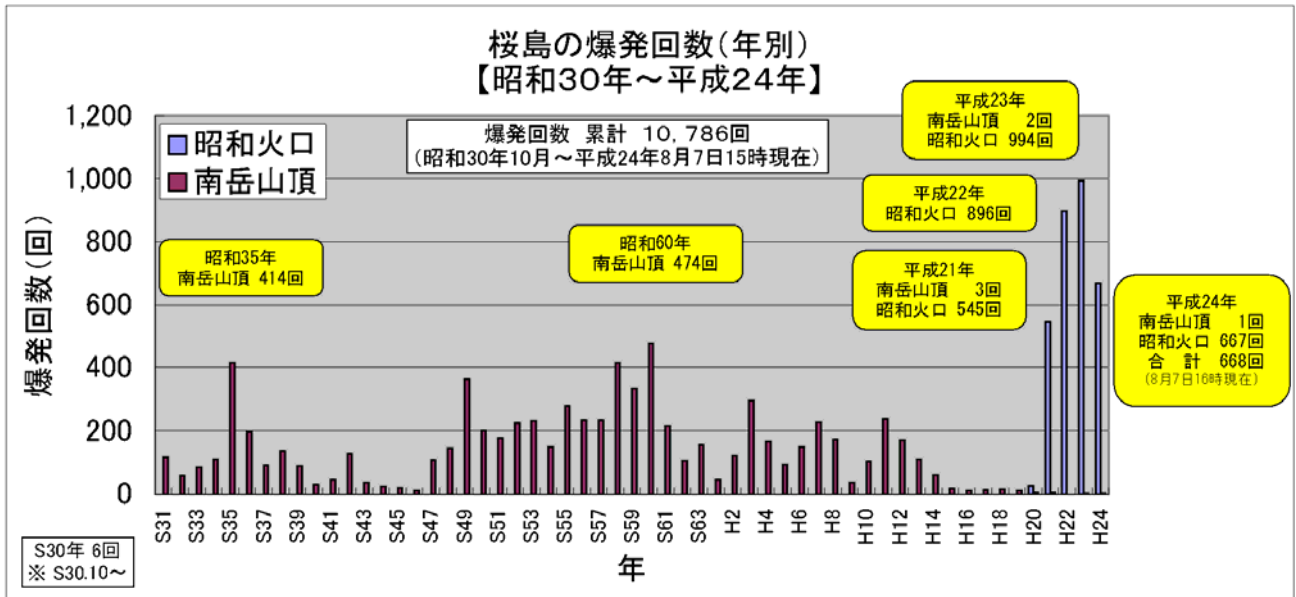
# 桜島の爆発的噴火(平成24年5月)



5月23日14時54分の昭和火口の爆発的噴火の状況(東郡元カメラによる)  
噴煙は火口縁上3,500mまで達した。

【気象庁:火山活動解説資料】

# 昭和30年以降の桜島の噴火活動



- 1位 996回 (南岳2回、昭和火口994回) [23年1～12月]**
- 2位 896回 (南岳0回、昭和火口896回) [22年1～12月]**
- 3位 668回 (南岳1回、昭和火口667回) [24年1～8月]**

# 平成24年7月24日の降灰による被害

24日19時15分の南岳山頂火口の爆発的噴火による降灰被害



桜島の噴火による降灰のため、鹿児島市黒神町(桜島口)から同市桜島横山町(袴腰交差点)の延長約13.3km区間が通行止めとなった。



【写真提供: 国土交通省大隅河川国道事務所】



# 霧島山(新燃岳)の爆発(平成23年1月)

H23.1.26 16:54撮影



H23.1.26 16:57撮影



H23.1.26 17:04撮影



H23.1.26 17:06撮影

## 霧島山(新燃岳)の爆発による被害

### 1 被害状況

- (1) 人的被害 1名(軽傷:霧島市 92歳女性)
- (2) 住家・非住家被害 なし(霧島市:窓ガラス破損等 215件)
- (3) 農作物の被害面積 147ha(曾於市35ha, 志布志市 112ha)  
被害金額 21,137千円

※軽傷1名及び窓ガラス等の破損は、2月1日7時54分発生  
→ 爆発的噴火の空振(458.4Pa)による

### 2 県・市の体制

- (1) 県
  - ・1月26日 18時00分 情報連絡体制
  - ・1月27日 17時00分 災害警戒本部設置へ移行
  - ・3月31日 17時00分 災害警戒本部廃止
- (2) 霧島市
  - ・1月26日 18時00分 災害警戒本部設置
  - ・3月22日 18時00分 災害警戒本部廃止



### 3 通行規制状況

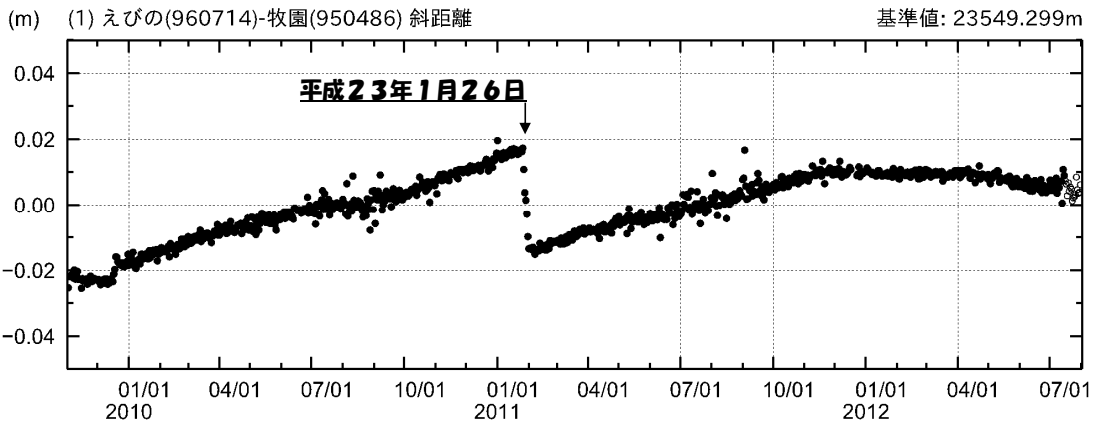
通行止 県道104号線新湯交差点～高千穂河原間  
(平成24年7月15日 8:00解除)

# 霧島山(新燃岳)火山活動に関する検討結果

**新燃岳の北西地下深くのマグマだまりへの深部からのマグマの供給は停止し、新燃岳浅部の活動も低下しています。しかし、現在でも火口には高温の溶岩が溜まっており、小規模な噴火が発生する可能性は否定できません。**

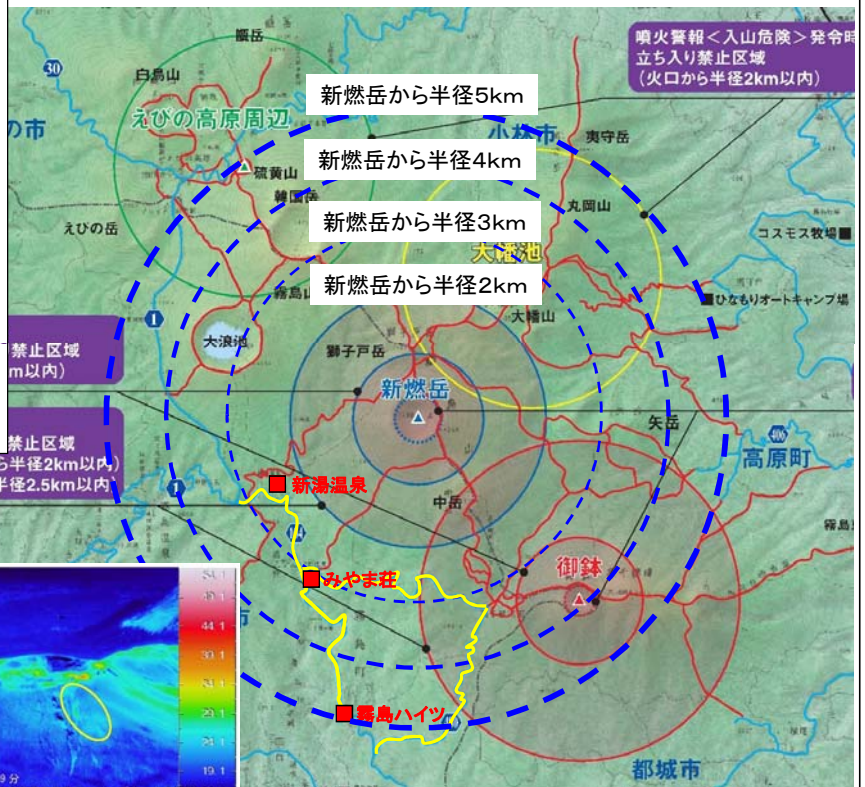
(第123回火山噴火予知連絡会

霧島山(新燃岳)の火山活動に関する検討結果)

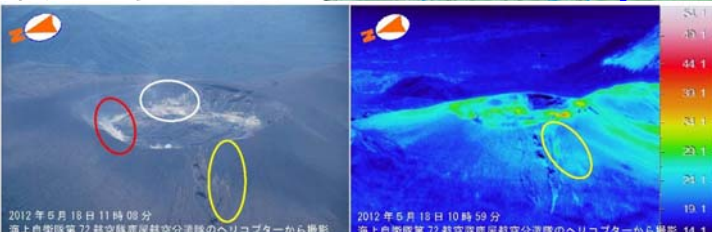


# 霧島山(新燃岳)警戒範囲の変更履歴

- ・ H23. 1. 26 噴火警戒レベルを2から3に引き上げ  
警戒が必要な範囲  
半径2km程度(大きな噴石)  
霧島市: 立入禁止区域 半径2km
- ・ H23. 1. 31 警戒が必要な範囲を変更  
半径2km→半径3km(火砕流)  
霧島市: 立入禁止区域 半径3km
- ・ H23. 2. 1 警戒が必要な範囲を変更  
半径3km→半径4km(大きな噴石)  
霧島市: 立入禁止区域 半径4km
- ・ H23. 3. 22 警戒が必要な範囲を変更  
半径4km→半径3km(大きな噴石)  
霧島市: 立入禁止区域 半径3km
- ・ H24. 6. 26 警戒が必要な範囲を変更  
半径3km→半径2km(大きな噴石)  
霧島市: 立入禁止区域 半径2km



## 霧島山(新燃岳)火口状況(5月)



【気象庁:火山活動解説資料】



# 3 県の防災対策



## 県地域防災計画の理念・方針

### 〔基本理念〕

既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る。

### 〔基本方針〕

#### 地域特性に則した計画的な災害 予防の実施

防災知識の普及啓発（県防災研修センター、研修会等）、  
防災訓練、防災点検 等

#### 災害事象に応じた迅速で円滑な 応急対策の実施

情報連絡体制等、救急・救助、 等

#### 被災者ニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

災害復旧工事、被災者生活再建支援 等

# 県の各種施策の実施①

## ◆地域防災リーダー養成講座の実施

(H17～23年度:305人)

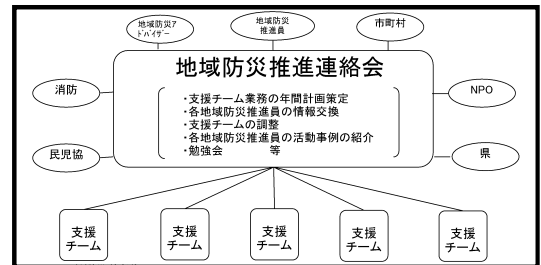
## ◆地域自主防災組織設立促進協議会の設置・開催

(H21年度～H23まで)

## ◆地域防災力パワーアップ応援事業

(H24年度～)

H17から県で養成してきた県地域防災推進員を中心に市町村、消防等のメンバーを加えた「地域防災推進連絡会」を立ち上げ、各関係機関の連携を図り、また、推進員による「自主防災組織・災害時要援護者対策支援チーム」を結成し、集落等において、地域防災地図作成研修会等を開催し、推進員による一層の自主防災組織の結成・活性化支援等を行うことで、安心・安全な地域づくりを目指す。



# 県の各種施策の実施②

## ◆鹿児島県防災研修センターの研修・出前講座

- ① 災害に関する知識の習得 (地震, 風水害, 土砂災害)
- ② 防災に関する知識の習得 (自主防災, DIG, 防災マップ作り)
- ③ 応急措置に関する知識の習得 (応急手当訓練, 心肺蘇生法)

申し込み先電話: 0995-64-5251

## ◆災害時要援護避難支援プランの作成支援

全体計画: H18年度(1), 21年度(16), 22年度(30), 23年度(35)

## ◆孤立化集落対策地域防災力向上支援事業

孤立可能性のある集落に衛星携帯を整備する場合の補助

## ◆地域防災地図作成の手引き作成・配布

(H20年度)

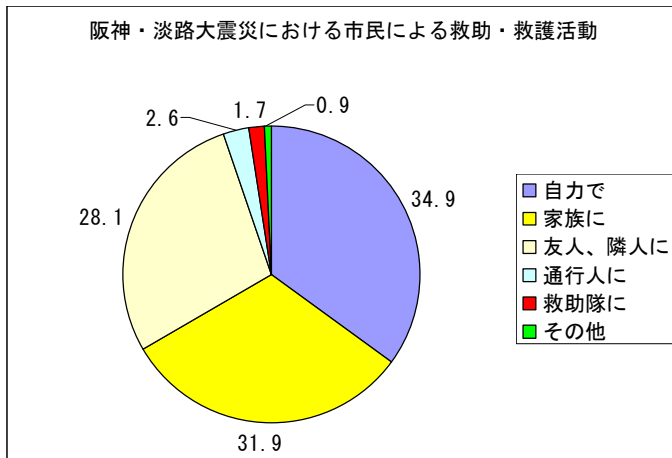
## ◆土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定

(11,177箇所, うち特別3,598箇所) H24. 3現在



# 自主防災組織の必要性

## 住民の救出・救助：公助の防災対策の限界



阪神大震災での調査（日本火災学会）



住家被害と道路閉塞  
〈阪神・淡路大震災〉  
出典：消防防災博物館

## 住民の救出・救助には、自助・共助が必要

# 自主防災組織の必要性

住民自らが防災活動を行うに当たり、各自がバラバラに行動するのでは、その効果はあまり期待できない。

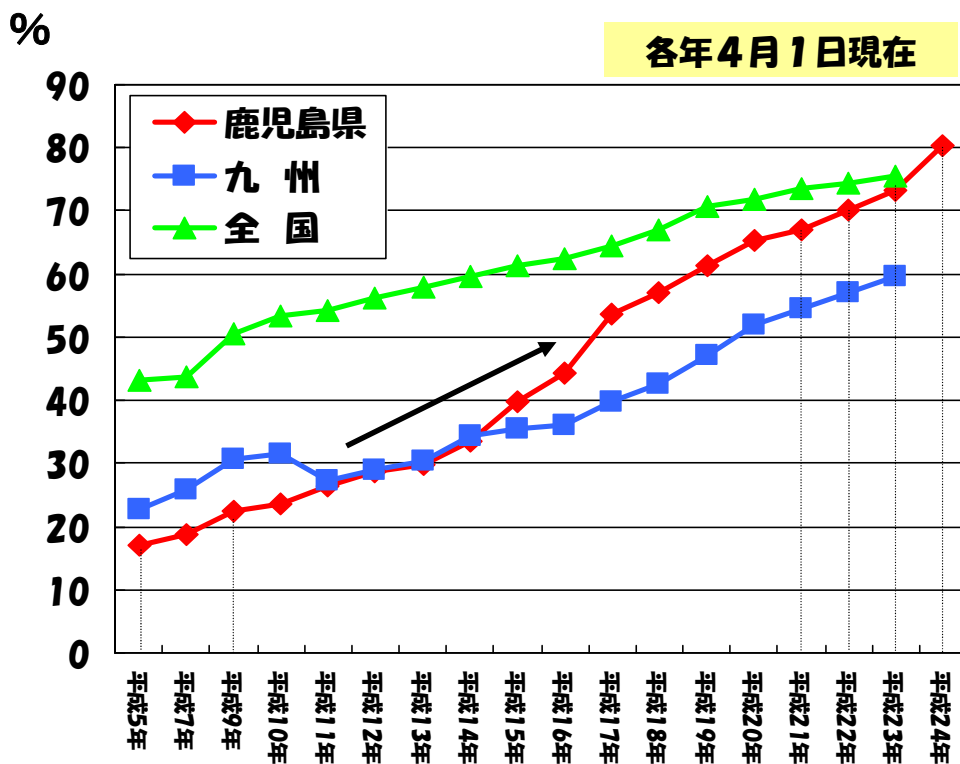
住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによってその効果が最大限に発揮できるものである。

札幌市湯沢自主防災会 避難訓練 平成 19 年 5 月 27 日  
(要援護者避難訓練)



地域住民によりその実情に応じた自主防災組織が設けられ、日頃から災害が発生した場合を想定した訓練を積み重ねておくことが重要である。

# 自主防災組織の現状



平成24年  
80.4%



※自主防組織率

- ・H5 : 17.0%
- ・H9 : 22.5%
- ・H21 : 66.9%
- ・H22 : 70.0%
- ・H23 : 73.3%
- ・H24 : 80.4%  
(H24.4.1現在)

## 防災に関する広報・研修活動など

### ◆各種広報媒体

- ・ホームページ, 県政かわら版, 県政広報番組

### ◆県防災研修センターの設置・運営

- ・展示, 研修, 出前講座, イベント
- ・防災アドバイザー制度創設

### ◆研修会, 講演会 (一般県民, 防災関係職員)

- ・シンポジウムで知事と語る会  
～地震・津波, 火山災害への備え (5月)
- ・自主防災組織リーダー研修会 (9月) など

### ◆県総合防災訓練, 県下一斉防災点検

- ・各地域振興局, 支庁の管内市町村の持ち回りで  
5月第4週に実施



# 県防災研修センターによる研修



(館内研修)



(出前講座によるD I G風景)

# 県総合防災訓練



(合同救出・救護訓練)

平成24年5月26日(土)  
垂水市(垂水中央運動公園等)  
61団体 1,500人が参加



(ホバークラフトによる孤立住民救助訓練)

# 県下一斉防災点検

霧島市橋口地区(山地災害危険箇所)

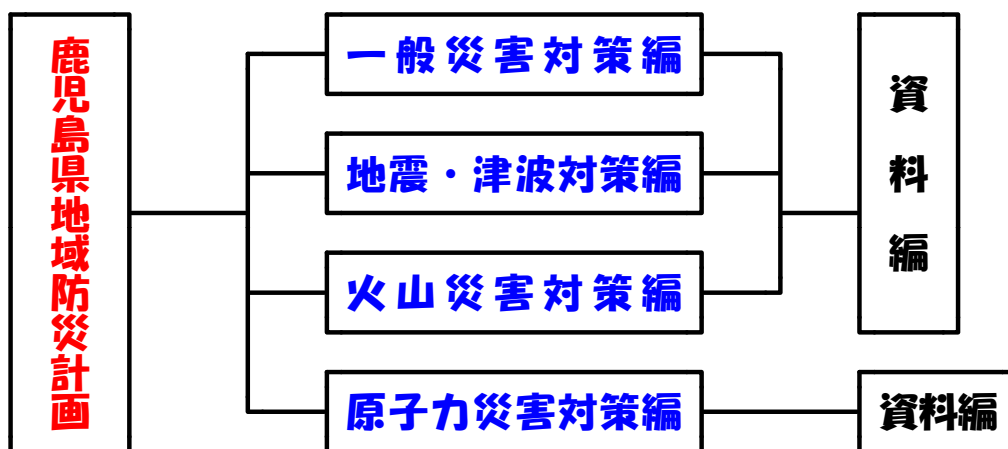


霧島市国分重久地区(道路災害復旧工事)

県民防災週間(5月第4週)を中心に、  
県地域振興局・支庁で実施

## 4 県地域防災計画の見直し

※ 最新の知見・災害の教訓を取り入れ最新のものに更新



- ◆ 鹿児島県域の災害に関する基本計画
- ◆ 国の防災基本計画に基づいて作成
- ◆ 指定地方行政機関が作成する防災業務計画との緊密な連携
- ◆ 市町村地域防災計画の指針



# 県地域防災計画の見直しの考え方

## (1) 見直しの趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、それまで国などが予測、想定した規模をはるかに超えた大きさで、被害も甚大であり、防災対策のあり方を大きく見直すことが求められた。

鹿児島県では、

- ・ **東日本大震災による被害状況等**
- ・ **平成22年10月の奄美豪雨災害**
- ・ **平成23年1月からの新燃岳の火山災害等** を踏まえ、

地震・津波災害などの自然災害や原子力災害等の防災対策の強化を図る観点から、今後の本県の防災対策を推進するため、鹿児島県地域防災計画の見直しに取り組む。

## (2) 見直しの手順

### 平成23年度

- 本来、県の地域防災計画は、国や自治体、住民などがとるべき対策を示した国の防災基本計画の改定を受けて見直すもの。
- 国の防災基本計画の全面的な見直しには、相当の時間を要する見込。

- 鹿児島県は、国の防災基本計画見直しを待つことなく見直しに取り組むこととし、平成23年5月「県地域防災計画見直し検討委員会」、同年10月「県地域防災計画検討有識者会議」を設置。
- 国の中央防災会議の報告や有識者からの意見等を踏まえながら課題と対応等を検討。

### 平成24年度

- 計画の前提となる災害想定の変更や国の防災基本計画の更なる見直しが行われた場合、国の新たな方針が示された場合は、改めてその内容を県地域防災計画に反映させる。

### (3) 見直しの基本的な考え方

#### ① 一般災害対策編

現在の想定は、平成5年8月の鹿児島豪雨となっているが、平成22年10月の奄美豪雨災害の気象概況を想定するとともに、同災害の際に指摘された課題について検証・分析等を行い、平成23年3月に取りまとめられた「奄美大島情報通信体制等検証報告書」の提言内容を踏まえる。

#### ② 震災対策編

現在想定されている5個の地震(うち3個は、地震により津波の発生を想定)に対する対策の再検討が必要であること、及び現在の想定を超えるものが発生するおそれがあることから、次のような事象を考慮する。

ア 被害の広域化、イ 市町村機能及び防災拠点施設、避難施設の機能喪失・低下  
ウ 避難生活の長期化、エ 災害対応の長期化、オ 広範囲に及ぶ情報通信機能の喪失

#### ③ 火山災害対策編

平成23年1月に活動が活性化した新燃岳の噴火災害(空振による建物被害、噴石飛散による被害、積もった降灰による土石流被害等)の教訓を踏まえる。

#### ④ 原子力災害対策編

「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書」による次のような「現在までに得られた事故の教訓」を踏まえる。

ア 自然災害と原子力災害の複合災害、イ 事故の長期化・深刻化、ウ 広域避難

※ 一般災害対策編は、各編の総論であり、各編に記載のないものは一般災害対策編を準用。

※ 震災対策編は、地震・津波災害対策編に編名を変更。

## 5 おわりに

◆ 災害は忘れた頃にやってくる

◆ 災害はいつでも、どこでも起こりうる

「自らの身の安全は自ら守る」

「自分たちの地域は自分たちで守る」

という意識を持って、万一来襲に備えて  
いただくことが極めて大事

自助

共助

公助

連携・協働